

岩手県で牧草の生産販売業を営む申立人について、申立人の牧草地の除染が2年にわたり実施されたことにより、平成25年及び平成26年の2年間、牧草が販売できなかったとして、平成25年分及び平成26年分の逸失利益につき全額の賠償を認める和解が成立した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害項目

- (1) 営業損害（減収分）
- (2) 弁護士費用

2 対象期間

自 平成25年1月1日 至 平成26年12月31日

以上

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として合計金102万1174円の支払義務があることを認める。

- 1 営業損害（減収分） 99万1431円
- 2 弁護士費用 2万9743円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月4日

（仲介委員 村上義弘）